資料１

委託業務内容

１　委託業務名
（一財）岐阜県職員互助会恵那事業部　恵那総合庁舎職員食堂委託業務

２　委託業務内容
恵那総合庁舎職員食堂での食事等の提供

３　業務実施場所
恵那総合庁舎　本館棟　１階（恵那市長島町正家後田 1067-71）
以下により昼食を提供してください。
・厨房及び食堂（会議スペース含む）
面積　　１４６．１㎡　（別添図面）
１１テーブル　　４０席

４　業務の内容
互助会恵那事業部が受託事業者に委託する業務（以下、「委託業務」という。）の内容は、次のとおりとする。
（１）運営方法
直営とする。
※運営会社が、フランチャイズ契約等に基づき第三者に運営を任せることや、運営会社のフランチャイズ加盟者等が運営を行うことはできない。
（２）委託内容、条件等
①基本コンセプト等
・良質で安価な食事の提供
・迅速な食事の提供
・安全・安心な食材の利用
・健康的な食事の提供
・快適な食事空間の提供
②販売形態配膳方式等
・現金による販売を原則とすること。
ただし、公費等で支払う場合、掛売の販売となるため、納品書、請求書を発行し、口座振替による販売とすること。
・利用者にとって使いやすく、わかりやすい配膳方式とすること。
・衛生的で効率的な配膳方式とすること。

５　営業開始日
令和９年２月１日（予定）

６　契約期間
契約は令和９年２月１日から令和１１年３月３１日まで（３年２か月）とする。
ただし、契約終了前に受託業務内容の評価を行い、業務内容が良好な場合は３年毎に更新が可能。

７　営業時間等
定 休 日　　土・日・祝日・年末年始（１２月２９日～１月３日）
営業時間　　１１時３０分～１３時１５分
※開庁時間　午前 8 時 30 分～午後 17 時 15 分

８　施設使用料等
（１）施設使用料：委託業務で使用する場所は無償貸与

※岐阜県と（一財）岐阜県職員互助会との契約により免除。

（２）光熱水費：負担あり

①電気、水道使用料及び燃料費は恵那総合庁舎全体の使用料につき面積按分で負担
（会議スペース４８．８㎡分を除く）

②ガス使用料は直接ガス会社へ支払い
（ガス単価は岐阜県（恵那総合庁舎単位）が単価契約を毎年締結し、ガス供給契約については受託事業者が直接ガス会社と締結）

（３）その他
・既存の厨房設備等は無償貸与とする。（資料２参照）
・追加備品が必要な場合は、受託事業者の負担において整備すること。
・貸与備品について、受託事業者の責に帰すべき理由によることなく破損又は滅失した時は、互助会恵那事業部の責任において修繕又は更新する。
ただし、受託事業者が修繕できる小修繕については、この限りでない。
・食器などの消耗品、原材料費、人件費、保健衛生費等営業に係る経費は受託事業者の負担とする。
・清掃会社による年１回の床清掃あり。

９　提供メニュー

定食を必須とし、その他品揃えを提案すること。
令和８年度提供メニューは次のとおり（他庁舎の状況：別添表）

・価格　　定食（日替わり）　　５４０円
麺類、丼物　　５４０円
食券（１１枚綴り）　５，６００円
※参考事項（現在の委託業者の実績）
・年間利用数　１６，６２１食（令和７年度実績）　総庁勤務者数約２４０名
・電気、水道負担金　（年間）　２８６千円（令和７年度）
（ガス使用料は別途負担）　２９６千円（令和６年度）

10　売上等の報告の義務

・受託事業者は、委託業務により生じた毎月の売上金額、利用者人数等をその翌月の１０日（その日が休業日に当たるときは、その翌営業日）までに報告すること。
・互助会恵那事業部への売上げに係る手数料の納入は免除とする。

11　使用施設の管理等

受託事業者は、使用施設について最善の保存管理に努めなければならない。なお、これを怠ったことにより施設に損害を与えた場合は、互助会恵那事業部の指示を受け、受託事業者の負担により速やかに原状に回復しなければならない。

12　原状回復及び返還

受託事業者は、業務委託期間が満了したとき又は委託事業者として不適格であるとの理由により契約が解除されたときは、受託事業者の負担により使用施設の施設設備等を原状に回復させ、返還しなければならない。

ただし、互助会恵那事業部が原状回復の必要がないと認めた場合には、この限りではない。

13　営業許可、衛生管理義務

受託事業者は、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第５５条の規定による営業の許可を受けるものとし、これに要する費用は受託事業者の負担とする。

受託事業者は食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）に規定されている条項を遵守し、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止に努めなければならない。

受託事業者は、委託業務において、第三者に対し飲食に起因する衛生上の危害等を与えた時は、自己

の責任をもって一切の損害賠償及び慰謝に要する費用を負担しなければならない。

14　損害賠償義務

受託事業者は、委託業務の施行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が互助会恵那事業部の責に帰する理由による場合においてはこの限りではない。

15　責任者及び従事者

受託事業者は、従事者の指揮監督及び火元取締りをつかさどる業務責任者及び火元責任者を定めること。また、従事者が調理師免許を必要とする委託業務については、従事者のうち１名以上は調理師免許取得者としなければならない。

16　緊急発生時の対応等

受託事業者は、危機事案が発生した場合における対応方法についてあらかじめ定めるとともに、これを遵守しなければならない。万が一危機事案が発生した場合は、互助会恵那事業部及び恵那県事務所庁舎管理担当に通報し、受託事業者が責任をもって処理にあたるものとする。

17　業務の適正な実施に関する事項

（１）関係法令の遵守

業務の遂行にあたっては、食品衛生法、岐阜県庁内管理規則等関連する法令を遵守すること。

（２）業務の一括再委託の禁止

受託事業者は、受託事業者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

（３）セキュリティ対策

受託事業者は、各種データ管理を行うに当たり、別記１「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

（４）個人情報保護

受託事業者は、営業を行うにあたり取り扱う個人情報の保護のために別途個人情報保護規定を整備し、当該個人情報の適正な収集及び管理を行うとともに、別記２「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

（５）著作権の譲渡等

著作権等については、別記３「著作権等取扱特記事項」による。

（６）守秘義務

受託事業者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益の為に利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

（７）「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

・妨害又は不当要求に対する通報義務

受託事業者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない、不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

・履行期間の延長

受託事業者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

18　業務の継続が困難となった場合の措置について

（１）受託事業者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託事業者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合または食堂の売上げなど事業効果が著しく低いと認められる場合には、互助会恵那事業部は契約を解除することができる。

なお、次期受託事業者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、使用施設の施設設備等

を原状に回復して明け渡すとともに、必要な事項の引き継ぎを行うものとする。

（２）その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、互助会恵那事業部及び受託事業者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

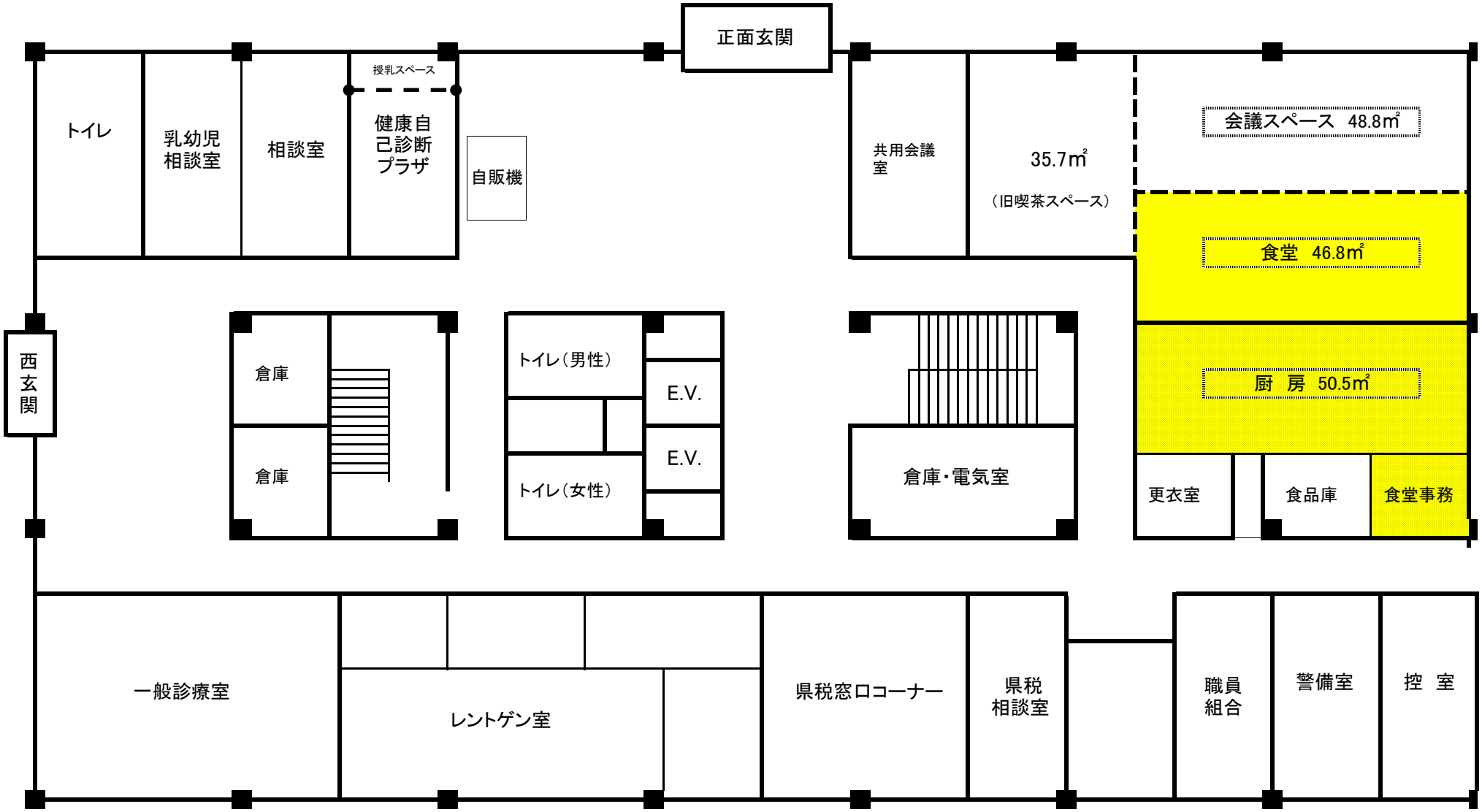
なお、委託期間終了又は契約の解除などにより次期受託事業者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

19　その他

本仕様書に明示なき事項または業務上疑義が発生した場合は、互助会恵那事業部と受託者の協議により業務を進めるものとする。

1階

別添図面


正面玄関
トイレ
乳幼児相談室
相談室
授乳スペース
健康自己診断プラザ
自販機
共用会議室
35.7㎡
（旧喫茶スペース）
会議スペース 48.8㎡
食堂 46.8㎡
厨 房 50.5㎡
西玄関
倉庫
倉庫
トイレ（男性）
E.V.
E.V.
トイレ（女性）
倉庫・電気室
更衣室
食品庫
食堂事務
一般診療室
レントゲン室
県税窓口コーナー
県税相談室
職員組合
警備室
控 室

○各庁舎の食堂価格等表　　R8.10　互助会恵那事業部調べ

	メニュー	価格	回数券(枚数)	備考
恵那	日替わり	540円	5600円(11枚)	
	丼物			
	麺			
県庁	A定食	600円	5800円(10枚)	
	B定食			
	カレー			
	丼物			
	麺			
中濃	日替わり	600円	5500円(10枚)	
可茂	A定食	650円	5800円(10枚)	
	B定食	750円		回数券にプラス100円(現金もしくは回数券)
	カレー			
飛騨	日替わり	750円	―	
	A定食			
	麺	700円	―	
	カレー	700円	―	不定期，カツカレー850円

別添表